I 医療保険の訪問看護費

利用者の負担金額は下記の料金の1割~3割です。

◇基本療養費区分(Ⅰ) 通常の場合

区分	サービス内容	料金	1割負担	2割負担	3割負担
	週3日目までの訪問	5550	555	1110	1665
精神科訪問看護基本	(1日につき)	5550	555		1005
療養費(30分以上)	週4日目以降の訪問	6550	655	1310	1965
	(1日につき)	0330	000	1310	1905
	週3日目までの訪問	4250	425	850	1275
精神科訪問看護基本	(1日につき)	4230			1275
療養費(30分未満)	週4日目以降の訪問)訪問 5100		1020	1530
	(1日につき)	3100	510	1020	1550
訪問看護管理療養費	月の初日	7670	767	1534	2301
訪問看護管理療養費1	月の2回目以降	3000	300	600	900
2	万 07 2 四 日 3 7 1年	2500	250	500	750

◇基本療養費区分(Ⅲ) 同一建物居住者 同一日に2人または3人以上の場合

区分	サービス内容	料金	1割負担	2割負担	3割負担
		1711	101915		3 n 1 A 1 E
	週3日目までの訪問				
	(1日につき)	5550	555	1110	1665
	同一日に2人				
	週4日目以降の訪問				
	(1日につき)	6550	655	1310	1965
精神科訪問看護基本	同一日に2人				
療養費(30分以上)	週3日目までの訪問				
	(1日につき)	2780	278	556	834
	同一日に3人				
	週4日目以降の訪問				
	(1日につき)	3280	328	656	984
	同一日に3人				
	週3日目までの訪問				
	(1日につき)	4250	425	850	1275
	同一日に2人以上				
\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	週4日目以降の訪問				
精神科訪問看護基本療養費(30分未満)	(1日につき)	5100	510	1020	1530
	同一日に2人以上				
	週3日目までの訪問				
	(1日につき)	2130	213	426	639
	同一日に3人以上				
	13 11-67(3)(1				

区分	サービス内容内容	料金	1割負担	2割負担	3割負担	
精神科訪問看護基本療養費(30分未満)	週4日目以降の訪問 (1日につき)	2550	255	510	765	
73. 20. (0.0.)3. (1.1.)3.	同一日に3人以上					
訪問看護管理療養費	月の初日	7670	767	1534	2301	
訪問看護管理療養費1	月の2回目以降	3000	300	600	900	
2	万972四日以降	2500	250	500	750	

◇基本療養費区分IV) 外泊中(入院中)の訪問看護の場合

区分	サービス内容	料金	1割負担	2割負担	3割負担
精神科訪問看護基本	入院中に1回(別に				
	厚生労働大臣が定	8500	850	1700	2550
療養費	める疾病など(*1)				
訪問看護管理療養費		なし			

Ⅱ加算料金について

川加昇科並にプいて		1			
サービス内容	料金	1割負担	2割負担	3割負担	備考
					利用者または家族等か
					ら休日や夜間・早朝・
	6000	000	1000	2040	深夜帯でも症状の変化
24時間対応体制加算 イ	6800	680	1360	2040	に心し、电品で有碳に
	6520	652	1304	1956	関する意見を求めるこ
					とができ、必要時には
					訪問看護を行う
精神科緊急訪問看護加算					診療所・在宅療養支援
月14日目まで	2650	265	530	795	病院の指示により、緊
月15日目以降	2000	200	400	600	急の訪問を行った場合
精神科複数回訪問看護加算					持病や症状により、同
1日2回					日に複数回訪問した場
・同一建物内1人または2人	4500	450	900	1350	合
・同一建物内3人以上	4000	400	800	1200	
1日3回以上					
・同一建物内1人または2人	8000	800	1600	2400	
・同一建物内3人以上	7200	720	1440	2160	
					特別管理加算対象・特
					別指示書の場合は1回/
長時間精神科訪問看護加算	5200	520	1040	1560	週、15歳未満の(準)超
(1時間30分を超える)					重症児の場合は3回/週
					まで可能
	ļ.				

サービス内容	料金	1割負担	2割負担	3割負担	備考
複数名精神科訪問看護加算					加算の対象者
看護師と訪問(1日1回)					・利用者又は家族等の
・同一建物内1人または2人	4500	450	900	1350	
・同一建物内3人以上	4000	400	800	1200	・医師が複数名訪問の
看護師と訪問(1日2回)					必要性があると認め、
・同一建物内1人または2人	9000	900	1800	2700	指示書にその旨の記載
・同一建物内3人以上	8100	810	1620	2430	がある場合
看護師と訪問(1日3回)					・1人以上は看護師である場合
・同一建物内1人または2人	14500	1450	2900	4350	
・同一建物内3人以上	13000	1300	2600	3900	
 看護師と看護補助者					
(週1回を限度)					
・同一建物内1人または2人	3000	300	600	900	
・同一建物内3人以上	2700	270	540	810	
<u> </u>	2100	210	420	(20	夜間とは18時~22時
夜間・早朝訪問看護加算	2100	210	420	630	早朝とは6時~8時
深夜訪問看護加算	4200	420	840	1260	深夜とは22時~6時
					病院や介護老人保健施
					設に入院、入所中の方
退院時共同指導加算	8000	800	1600	2400	が退院、対処にあたっ
(1回、厚生労働大臣が定める					て、医師・訪問看護ス
疾病など(*1)の方は2回)					テーションの看護師が
					共同して居宅における
					慮養生必要な指導を 行った場合
					医療関係職種間の連携
在宅患者連携指導加算	3000	300	600	900	による指導を行った場
(月1回)					合
大ウ史老取名吐上、ラーレ、ラ					主治医の求めで利用者
在宅患者緊急時カンファレンス	2000	200	400	600	宅でのカンファレンス
加算(月2回まで)					を行った場合

サービス内容	料金	1割負担	2割負担	3割負担	備考
訪問看護医療DX情報活用加算	50	5	10	15	電子資格確認により、 利用者情報を取得した 上で訪問看護の実施に 関する計画的な管理を 行った場合
訪問看護ターミナルケア	25000	2500	5000	7500	別紙参照のこと
療養費 1 訪問看護ターミナルケア 療養費 2	10000	1000	2000	3000	
遠隔死亡診断補助加算	1500	150	300	450	主治医の指示に基づ き、情報通信機器を用 いて医師の死亡診断の 補助を行った場合
訪問看護情報提供療養費1	1500	150	300	450	市町村等からの求めに 応じて情報提供を行っ た場合
訪問看護情報提供療養費2	1500	150	300	450	学校等に情報提供を 行った場合
訪問看護情報提供療養費3	1500	150	300	450	入院時または入所時に 情報提供を行った場合
機能強化型訪問看護管理	13230	1323	2646	3969	
療養費(1)機能強化型訪問看護管理療養費(2)	10030	1003	2006	3009	
機能強化型訪問看護管理 療養費(3)	8700	870	1740	2610	

*1 厚生労働大臣が定める疾病等の利用者は以下の通りです。

末期の悪性腫瘍、多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病多系統萎縮症【ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害がⅡ度またはⅢ度のものに限る】)、多系統萎縮症(線条体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群)、ブリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頚髄損傷、人工呼吸器を使用している状態のもの

◇訪問看護ベースアップ評価料

医療保険制度の改定により、新設されました。

訪問看護ステーションにおいて、勤務する看護職員、その他の関係職種の賃金の改善を 実施している場合に(Ⅰ)、規定の算出に該当する場合に(Ⅱ)を算定します。

項目	料金	1割負担	2割負担	3割負担	備考
訪問看護ベースアップ評価料					・賃金改善を図る体制
(1) (月1回)	780	78	156	234	にある場合に算定
訪問看護ベースアップ評価料					・算出により、該当と
(Ⅱ) 1 (月1回)	10	1	2	3	なるものを算定
(11) 2	20	2	4	6	
(11) 3	30	3	6	9	
(11) 4	40	4	8	12	
(II) 5	50	5	10	15	
(II) 6	60	6	12	18	
(II) 7	70	7	14	21	
(II) 8	80	8	16	24	
(II) 9	90	9	18	27	
(II) 10	100	10	20	30	
(II) 11	150	15	30	45	
(II) 12	200	20	40	60	
(II) 13	250	25	50	75	
(II) 14	300	30	60	90	
(II) 15	350	35	70	105	
(II) 16	400	40	80	120	
(11) 17	450	45	90	135	
(11) 18	500	50	100	150	

◇その他の費用

サービス内容	金額
営業日以外の訪問時の加算	1日の訪問に対し別途1,500円(自費)
医療保険に算定されない自由契約サービス	30分につき2,000円(税込み)
死後の処置料	20,000円(税込み)と処理物品は実費を
	いただきます
訪問にかかる交通費	岡山市内規定区域は不要
	その他の地域につきましては、規定区域を
	超えると、1kmにつき20円(税込み)を
	いただきます
訪問にかかる駐車場代	駐車場や停められる場所がない場合に、実際に
	支払ったパーキング代をいただきます
文書料(訪問看護サービス提供証明書等)	1部につき300円